

(判定の申出) 第二十九条第一項の規定によ

第二節 費用 第一款 基金等

2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

び保険年度の中途に学
災保険法第三十六条第

2 葬祭料の支給及び第二十二条第一項の規定による認定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に關し、環境大臣に判定を申し出ることができる。

定の申出があつた場合について準用する。
(救済給付の免責)

る者はなし。同一の事由は、いわゆる損害のため補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる。

第二十六条 医療費は、被認定者に対し、当該認定（他の法令による給付との調整）

定に係る指定疾病について、健康保険法等以外の法令（条例を含む。）の規定により医療に関する

2 する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。

済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険による見返り金との合計で又は合計で三つ

陥法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において支給しない。

(不正利得の徴収)
第二十七条 偽りその他不正の手段により救済給

付の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要し

た費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

前項の規定によつて徴収金の先取特權の行使は、國税及び地方税に次ぐものとする。

第二十八条 救済給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが

(公課の禁止) できない。

第二十九条 稟稅その他の公課は、敷済給付として支給を受けた金品を標準として、課することができる。

(環境省令への委任)
第三十条 この節に定めるもののほか、第四条第

一項及び第二十二条第一項の認定の申請その他
の救済給付に関する手続に關し必要な事項は、
環境省令で定める。

第三十一条 機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもつて充てるものとする。

（交付金等）

第三十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。）に充てるための資金を交付することができる。（地方債の特例）

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する経費に充てるための資金を拠出することができる。

第三十三条 前条第二項の規定に基づく地方公共団体の機構に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。（国庫の負担）

第三十四条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第一項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。

第二款 一般拠出金

（一般拠出金の徴収及び納付義務）

第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給にかかる費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年一度、一般拠出金を徴収する。

項 第一 九 一 条	第十 次 の そ の	第三十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に対し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。
当該保険関係が消滅した日(保険年度の中途消された事業に係る第 一条第一項の承認が取り消され、特種加入保険料及	その 減した日	(一般拠出金の額) 第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金(以下「一般拠出金」という。)の額は、徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。 2 前項の一般拠出金率は、救済給付の支給による費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金額があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。 3 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。 (一般拠出金の徴収方法) 第三十八条 徴収法第十九条(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)、第二十一条、第二十二条の二、第二十七条から第三十三条まで、第三十七条、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条の二及び附則第十二条の規定は、一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三項において同じ。)	その保険年度に使用したた	前年の保険年度に使	その保険年度の直	賃金総額	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	第十一条	第九条	項目	第九项	第三項
一項の事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日。 第三項において同じ。)	その保険年度に使用したた	前年の保険年度に使	その保険年度の直	賃金総額	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	第十一条	第九条	項目	第九项	第三項

において準用する場合を含む。」とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十七条第三項」と読み替えるものとする。

(督促及び滞納処分)
第五十条の二 特別拠出金その他この款の規定による徴収金を納付しない特別事業主があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

(先取特権の順位)
第五十条の四 特別拠出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(改又々(改又々)モニ)

徴収法第三十四条、第三十五条（第四項を除く。）及び第三十六条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条の規定は、一般拠出金事務及び一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第三十四条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、同条第三項中「第二十七条第三項（労災保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項

2 前項の規定により特別拠出金の額が定められた後、特別拠出金の額を変更する必要が生じたときは、機構は、当該特別事業主が納付すべき特別拠出金の額を変更し、当該特別事業主に対し、変更後の特別拠出金の額を通知しなければならない。

3 機構は、特別事業主が納付した特別拠出金の額が、前項の規定による変更後の特別拠出金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特別拠出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の特別拠出金のその他この款の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(特別拠出金の延納)

第五十条 機構は、特別事業主の申請に基づき、その者の納付すべき特別拠出金を延納させることができる。

3 の額を控除した額とする。

4 延滞金の計算において、前二項の特別拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 前三項の規定によつて計算した延滞金の額は、百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに特別拠出金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからぬいため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 特別拠出金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 特別拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(環境省令への委任)

第五十一条 この款に定めるもののほか、特別拠出金その他の款の規定による徴収金に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第三節 雜則

(被認定者等に対する報告の徴収等)

第五十二条 機構は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、第四条第一項及び第二十二条第一項の規定による認定(次条を除き、以下単に「認定」という。)又は救濟給付の支給を受け、又は受けようとする者に対する報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

(受診命令)

第五十三条 機構は、第四条第一項の認定(その更新及び取消しを含む。)に関して必要があると認めるときは、当該認定を受け、又は受けようとする者に対し、機構の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

